

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島情況雑件 沖縄関係第四卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-21 キーワード (Ja): 琉球問題, 台湾訪問, 新聞情報, 祝祭典, 対日要望書, 日本国会参加 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43190">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43190</a>

(13)

沖繩  
新聞  
情報  
要約

アジア局長

次長

録

13007-1

沖繩情報(十一月一日-十日)第一回

第課長

(一) 比嘉前主席の後任問題

(三一二二) 課

党総裁比嘉主席を失った民主党の主流派といわれる予儀

議長 星政調会長等はまつ同党総裁を選任し、その選任

された総裁を米軍が主席に任命するといふ案の下に、党顧

問松岡政保(松岡配電社長)を後任総裁に推戴せんと画策

したが、米軍側では民主党内何れ正式の呼びかけをすること

外務省

アジア局長 31.11.4

アジア局長 31.11.4

アジア局長 31.11.4

ア-1436

もたぐ 十一月一日 那覇市長 当間重剛氏を任命した。

当間市長を後継主席にしようとした背後の理由は米側要

人に好むる当間主席の従来からの込み込みの外 彼を支持

する人々が主として 国場組の国場幸太郎 富原琉球銀

裁等の財界人であり 彼等は米軍駐留 軍事基地工

事によって直接間接利益を得ている関係上 従来から

沖縄住民の軍用地斗争を苦々しく思ふ米側に対し 同調

外務省

的な態度を示していた。ムーン副長官が行政主席任命に  
当って十月三十日、三十一日相談した相手が大部分、これ等  
財界人であり、これが従来、やゝとすれば野党的傾向  
を辿り、所謂四原則の強調、日本政府への接近をはかる  
昇米率施政の方針と乖離するところあり、民主党主流が  
おと私岡派を失敗せしめ、財界が強力に支持し、且つ  
市長時代から軍用地料一括払いに賛成の意向を示していた。

当間派が勝利を得た理由だといわれている。  
いし、新主席任命によって示された米側の態度は従来  
の主席と民主党總裁の同一化、予党たる民主党育成の二  
大方針を無視するのみならず、又、財界勢力を余り露  
骨に支持した点に在り、沖縄住民の米軍に対する不信  
の感情が益々大きくならざるを得ないと思われるが、米軍と  
しては、今後当間主席を使いつ、野党的民主党を切離し

軍用地関係組織の骨抜き或は政黨の再編成と財界を  
中心とした親米勢力（政黨を包含）の強力な育成、沖繩  
に対する日本の影響力の弱化をはかることを基本政策  
として押し進めよう。

なお、当閣主席は、八日外務省において、外務大臣に主  
席就任に関する挨拶を行ったが、大阪を迴つて那覇に  
十六日帰る予定で十日離京した。

(註) 当閣重剛主席略歴

明治二十八年那覇生れ 六十一才  
大正九年 京大法科卒  
十一年 神戸地裁判事  
十二年 那覇地裁判事  
昭和十四年 那覇市長  
十六年 大政翼賛會 沖縄県支部長  
陸軍少佐  
沖縄県政府経済部長 行政部部長 琉球  
上訴裁判所首席判事 一任  
昭和二十八年 那覇市長 就任現在に在る。

(二) 軍用地問題

当間主席が直面する最大の課題は軍用地問題であるが、彼が主席任命の辞令を受けとった直後、東京において、新聞記者に対し「一括払いを肯定し、要は地主の為に受けとった土地の貸借料の活用如何にある」といった趣旨の談話を発表したが、<sup>三日現地に</sup>これが伝えられ、四原則を崩すものとして関係者の間で問題となっている。

当間主席は今年七月にもインフレを起すまいと「一括

払い」賛成と述べて物議を醸し、那覇市長辞職要求騒

ぎを起したことがあったが、彼がかく「一括払い」に執着する

のも、(一)比嘉前主席の後任問題のところで述べたように、彼

を支持する財界方面の意向を表明せるものとも見られるが、

十日離京を前に「一括払い」賛成と述べたのは、米國に

領土の野心がなく、軍用地主への補償が適正に行われる

ことがはつきりすればということを条件として賛成した。ついで  
 従来から和個人としてこの考えを持っていたが、行政府主  
 席ともなれば、こうしたことは各政党とも話合ってゆきたい  
 と心境をのび、軍用地問題の経済的側面の打開も今後  
 の未測との現地接衝にもある態度について行政府各  
 政党の案を検討したい。并に責任を語るとともに日本政府が  
 もっと沖縄問題に関心を深めてもらいたいと要望していた。

外務省

アジア局第課長

ア

31.12.11  
局長附

アジア局長

アジア局長

アジア総務参事官

沖繩新聞情報要約第二回 (三一 一 二 六) (ア 一 課) 野崎	(一) 当間主席就任式 当間新主席の就任式典は十一月二十日挙行されたが 席上ムーンア副長官は「今回布告第三十五号を公布して 当間主席の任期を三年とし、本年十一月十一日から効力を 生ずるものとする」との注目をしき発言を行った。
--	--

A'3.0.07-1

回見番号  
ア- 1580

アジア局  
31.12.11  
局長附

外務省

(註)  
布告第三十五号

外文略

一九五六年十月十二日  
に就任し、行政主席は民  
政長官の地位に就き、  
同日より二十年を勤務す  
ものとす。

従来 琉球政府の設立に関する布告第三十三号には、主席  
の任期に関して何等規定する所がなかったが、今回布告第  
三十五号により新たに任期を定めたわけである。但し  
その条文及び副長官の説明によると、この任期制は当間  
氏個人に限られるようである。  
この任期制につき政界側には概ね好評を以て迎えた  
が、次は主席の公選が実現されることを期待している。

外務省

(二) 当間主席の対政党内閣構想と臨時議会召集  
当間新主席は帰島以後、屢々「政党内閣をバツリとせす」と  
もやっていた。「民主、社大両党の歩み寄りに期待を  
持っている」など、その胸中の意向を發表して、  
これ等は前任の比嘉主席が軍任命であつたし、拘り  
住民の選挙による民主黨總裁を兼ねていたため、政策  
遂行上多くの矛盾を露呈したのに鑑みて考えられた

外務省



構想であり一種「超然内閣」を指向しているものと推測される。従って主席と政黨の問題は、此嘉時代とは大きな相違を示すことになろう。

他方、其後継總裁をめぐり、長く紛糾を繰り返して来た民主黨が、總裁中心主義の黨運営の在り方を改め、十一月二十四日合議制によりて黨を運営していくという方針を決定し、この問題は一応終止符を打った。

当間主席は立法院臨時議會を十二月六日に召集する旨、十一月二十二日告示した。当間主席が開会当日に登壇、新任挨拶のあと代表質問に答ふという態度を十二月三日午儀立法院議長に対して表明しているので、軍用地問題を中心とした各黨の質問戦が展開されることになるといわれている。

(三) 軍用地問題

七月十八日 結成以來四月間にわたって四原則貫徹  
 運動に努力してきた。沖縄土地を争う協議会」には  
 十一月三十日 総会を開き住民組織を「土地を争う会  
 総連合」に一本化するため発展的に解散することを  
 満場一致で可決した。

(四) 救済物資發送の件

本年九月九日以後の諸島風により災害を受けた

外務省

沖縄住民のため、米国際協力局から米約二十万俵が送られたことになり、  
 そのうち四分八万八千俵が、十一月、サンミンストで軍用運搬船に  
 積り出された。

なお、台湾政府は九月二十日、米一百七十五、駐台米国際協力を協進

会 (Coordinating Council of Voluntary Agencies in Taiwan) の

提供する小麦粉二百五十、大豆一百五十、トウモロコシ一百十、

中国天主教福利委員会が負担する軍用運搬船を以て沖縄に發送した。

外務省

13007-1

アジア総務参事官

アジア局長

アジア局長

沖繩の軍情報要約が三回（主として沖繩タイムス）  
 アジア局第一課  
 昭三十二一七  
 野澤記

（一）日本の国連加盟に付する沖繩の反響  
 日本、国連加盟（昭和三十一年十月十日）は、沖繩の在工  
 復讐に關し、如何なる影響を及ぼすかとの点に  
 関し、日本本土に於ては、種々希望をのぞき、又日本  
 復讐期成会の協運社も、結局、米國政府は、当然の所、

アジア局第一課長

及日本各社

32.1.18 総務室

回覧番号  
ア一 28

外務省

外務省

又、日本側より、近く日本赤十字社から、財団法人  
 琉球社会福祉協会あり、去来、三三回依（三〇〇）一五、三一  
 〇〇月、本枚三、三〇、石（三一八、五〇、立方呎）一三、六七〇、〇〇月  
 發送される予定である。 ~~不備~~ 那覇港着価了也。

日米間の接濟にても云う事は落着いた。據構の現地津  
繩においては新聞の慶祝社説を揚げて外一は政界、  
官界、教育、職員層等々関心を示し日米の国際場裡にお  
ける奔走言動の強まり、維新、沖繩施政権返還の促進さ  
れるのことがこの期待を定めていよ。

これ等々動きに対し財界方面は殆んど関心を示さず  
寧ろ即時復歸を希望せず、今更なる弱体化を恐るる状態  
外務省

心復歸する事は好ましくなり予告期間をおいて  
財界が準備期間中、  
戒気味である。

立法院は社大党の主張により、当院の意思として「施  
政返還要請」決議を行うべく各派において協議  
中である。民政府から立法院にかへる決議をなす権  
限無しと非公式通知がなされたり、結局民主党のみ

外務省

十二月十九日議員院人會を開き、独自之場におり、米大  
統領と下両院議長宛に「施政権返還要請文」を送  
付し、又一方民主、社大両党は同十九日日本政府、自民社  
會、西党より祝電と要望電を打電した。

裁判管轄権の変更

なお、日本の国連加盟により日本本土に在籍を有する  
者、沖繩における刑事裁判権については従来は琉球民  
裁判所にあつたが、十二月二十日以後軍事裁判所が処理

され、こゝに於ては、

これは日本の国連加盟に伴ひ、本土人は連合国民とみな  
され、布告オナニ号（五二年一月三日公布）オ一条二項に  
より民裁には裁判権が与へられたりがある。

（注）

布告オナニ号（民政府裁判所）  
オ一条三項、琉球民裁判所は副長官が公布する布令

の定めおとさうに従て琉球諸島におけるすべての人に対し  
民事の裁判権を有し、國際連合国民も除くすべての者  
に對して刑事の裁判権を有す。

(一) 軍用地問題

各年十二月二十八日沖縄本島北部の久志村四野古一帯約七千六  
百八十坪(約六百二十八エーカー)が新に米側に接收せられた地主側は  
五六年十一月十六日から五七年六月三十日までが借賃料と地上物件の  
補償金額計二百四十五万円を受領し、こゝにプライス勧告後始めての  
新規接收地の賃貸契約が成立した。

この中には既に四原則の二があるが新規接收反対の原則を崩すこと

にきまはかりか、今回の貸借契約に於ては契約期間は五年であ  
るが契約期間中でも現行法規又は将来制定する新しき法規  
により米國はシンプル・ファイ（單純封土権）を獲得せしむる趣旨  
の新しい條項が含まれて所有權譲渡の恐れがあり、かつその場  
合地主は地価に等しい貸賃料を総括受領する義務を負うこと  
が四原則の地代一括払い反対にも抵触するとして任民側がも  
重大問題視するに至った。

右に於て比嘉村長がニテ日ムニア副長官にたゞしなところ同  
副長官よりシンプル・ファイは使用權のみがあるとか説し沖縄は  
日本國に着在主權があり所有權を獲得することは出来ないので  
<sup>がある</sup>白答は、契約の方式が従来の主席を仲介とし地主が契約  
することになつてゐる布令九十一号の方式をふまずに、D E 地区は隊  
長と地主が直接契約してゐる莫くも疑惑を持たせてゐるのか、土地  
を守る會統連合には予態の成行を憂慮し、十二月二十日

行政主席、立法院議長に陳情書を提出、契約はあくまゝに  
布令九十一号に基くことを訴へた。

十一月二十六日、立法院では土地特別委員会の設置を求め、現  
地調査に乗出したが、オ一党の民主党は、今回は接收では無く  
既に地主が承諾しているのだから、四原則の新規接收反対と  
えうのには無関係がある。地主の意志を尊重して今後の対  
応策は、土地を守る会総連合におよび各同主席の行政処

外務省

理に任ずべきだ」との意見を発表したが、之に対し社会党、人

民党、兵隊属の三派は、あくまゝ接收阻止を主張して総辞

職も辞せぬ強硬態度を示している。(後述(四)参照)

蓋し本地域については一九五五年七月に軍用予定地としての接收

通告を受けていたものが、当初住民側は軍の強制測量に反対

して、<sup>（以下は）</sup>強制収用を小てその権利を失うことを慮し、<sup>（たぬてあつたが）</sup>

接收地域の大部分が山林、系野村有林、<sup>（以下は）</sup>海兵隊の基

外務省



地を持、フコトより村民の生活が好転するとの考之方より、  
次才に接收、応諾に傾き、当初四原則の貫徹を説いた村長を  
結局に不に同調するにシタつたものがある。

三) 頼長亀次郎氏那覇市長送挙に当送

当向那覇市長の新<sup>行政</sup>主席就任による後任那覇市長

長送挙<sup>叶前</sup>は五日投票が行われ、米軍の常に共産党

呼ばかりとて頼長亀次郎沖繩人民党書記<sup>長</sup>の当

送一々。

此の事態は沖繩<sup>自治</sup>民政<sup>会</sup>をいなく罵謗せしめ、また保

守党財界方面並に一般住民に大なる衝動を与えた外、特に長

主党行政府に極言すれども、茫然自失の狀態あり、  
頼長氏勝利の原因として、一、保守党の戦線統一が  
未だの間に、頼長候補に対する悪質攻撃の  
左派の同情等、保守派の選挙対策が不手際、二、人民  
党の那覇地区に於ける従軍者及び地盤を有する  
三、軍用地問題についての軍政策に対する潜在的な感情  
と人民党に対する野次馬的投票の牽引が、現地の

官財界および市議会に直ちに猛烈な反対運動に立ち  
上がり、二十一日市役所の部長が辞表を申合せ、  
飛人民党議員三名を除く市議会議員二十七名が非  
協力を声明し、二十七日に那覇市都市計画  
局長に賄賂八百五十万円の支払を琉球銀行が拒否し、那覇市  
に對する予金その他を支払を停止し、軍補助金を与へ  
復金起債を一先保留すべし、たうひ琉球建設業協

註  
 那覇市は都市計  
 画事業費資金を  
 三億と月々琉銀  
 起債で承継する  
 うち一億五千  
 万円は貸し出しも受  
 けいす。  
 残り一億八千五百  
 万円は米軍の貸  
 付補助金米軍の貸  
 付金に充てられる

会心け工事契約の解約と工事金即時支払を要求  
 し既決工事費千二百万円は支払はれることになった  
 十九日全工事は一応停止されることになった。  
 以上の如く那覇市長問題は大きな波紋を投じて公  
 送による適法に市長の当選と否を如何に米軍と雖も何  
 等の根拠なく弾圧するにも出来ず又一方那覇市会議員  
 二十七名も協議会も四日の開き、①人民党市長の実現とこと

外務省

によつて直ちに不信は案も出さず時期を見て提出する。  
 ②現市役所部課長辞職問題もギリギリの線まで辞職を  
 保留するよう二英を申し合せ五日には市長当選証書交付式外  
 平穩に行われ七日は新市長の初登壇の儀行われた。  
 瀬長市長の抱懐する思想は美際の日下り社会党左派の線  
 にとり込まれていゝが、常日頃共産党のありと決りつけていゝ米軍  
 側との交渉は、按手傍観するものには決して見附れず、又保赤党

外務省

山圧倒的多数を占め、現市会が情勢をいよいよ人民党市長に傾き、市人、市政運営は多大の困難に伴うものと予想され、頼長市政の前途は坦々たるものがあるとは信じられず、さし当り三月二日に開かれる市議会が不信任案を出されるのではないかともみられている。

紙を一方外電及び外紙は人民党市長の出現について、反省的な見解が見られる。即ち一月五日付ニューヨークタイムズ

外務省

紙は米軍の大規模な農地接收に対する不満が人民党市長の当選に与える効力あり、六月付の同紙は今回選挙の功効を支持するものは米軍基地工事の経済的利益は清負業者に吸はれていること、~~左翼勢力~~に相当数の票が入ったことは多かれ少かれ沖縄の日本復帰への一般琉球人の率直な希望を反映し、居り十年に及ぶ米軍政も沖縄の日本復帰への感情的な感も減りつつあること、~~左翼勢力~~

外務省

牙の兵と報して、十二月二十九日ロンドンタイムス紙に住民の  
協力の可くは基地の維持し難いと述べて、オニクプロスにす  
る牙の米本国の慎重な態度をおめてゐる。

四 土地問題に關するレムニツファー声明発表

久志村の新規接收問題と那覇市長問題が混乱を続け、

この沖繩に一月三日レムニツファー民政府長官が来島し、四日

土地問題に關して声明を発表した。

本声明中四原則と関連する項は一、沙有権あるレムニツ

イトル(永代借地権)を取得し、二土地の新規使用は最小限

に止め不要の軍用地は返還する。三農地の適正地代算出の

為土地の再評価を土地の生産性、農産物価格、労働費等を勘  
案して行ふ。四、長期使用の土地の地代は一括払とする。

このレムニツファー声明によつて地代の一括払いによる長期借地権  
の取得を強行せんとする米国の最終的方針が明らかとなつた  
ものとして「土地を守る会総連合」では意見が二つに分れ、一つは  
あくまで四原則を固持し久志村接收土地契約の撤回に立ち  
上がるべしとし、他は地主の意思を尊重し、話し合ひで解決し得

ると主張している。

一方政党内にも社大党、人民党、無所属派は二に五、三に二と述べた  
か、如く契約の破棄を強く主張しているが、民主党は三日四原  
則は話し合ひによつては必ずしも固執しないと声明を出し新提  
案をのむ方向にあるとみられてゐる。

又当閣主席は八日新聞記者団との会見におき、土地問  
題を各府上の問題として取扱ふべきで四原則を最低の線に

することには無理があるとして新規接収と一括払いについてもレム  
ニッファー声明を受けることを明らかにした。即ち領土権  
を侵さず土地買上げをしないうことが明らかである以上米軍に適  
正とする地代が土地を貸すことを阻止すべきでない。新規接  
収も個々の場合に於いて地主の意向によつて決めらるべきで、  
統括的を反対は出来ぬ。

外務省

府で受けて毎年払いするよう資金の運用に於いて研究  
すると声明したか。土地問題に於いて主席が今まがいはほはつて  
りと所信を表明したことはなく、各界に大きな衝撃を与へ之賛  
否両論が争はれてゐる。

一方日本本土においても一月七日社会党は土地問題、那覇市  
長問題などについて日本政府の善処を要請するとともに向  
題解決促進のために米國政府が研鑽へ国会議員団を派

外務省



遺すまじとして、外相に申入を行つたが政府でも何等かの形で議員団派遣を考慮計画している。

外務省

アジア局第一課長

カ

32.3.13

アジア局長

アジア局次長

アジア総務参事官

13.0.0.7-1-2

沖繩新南情報要約第四回  
 レムニアア声明後の土地問題  
 レムニアア声明以来新段階に入った土地問題に対応する為  
 上地を守る会総連合では各観情勢の変化に心ずる対  
 策を樹立することにあり  
 三月十五日、十六日一括採択新規  
 接收適正補償損害補償の各委員会を崩壊し土地  
 総連事務局案を作成した。

アジア一課  
沼田三三

野崎

回覧番号  
ア一 320

外務省



その内容は大概次の如きものである。

一 總括的討議案

(1) 米軍側と住民との直接々衝突を改めて琉球政府の責任に於てなすこと。

(2) 米国民政府と軍用地問題解決の委員会を設けよこと。

(3) 法務局土地課の機構を充実せよ、補償法、補償基準

法を制定せしめよ。

二 新規接收に対する解決の案

(1) 土地を絶対禁止すべき地域

(2) 或る程度条件を緩和するに依る住民側への及ぼす影響

軽減の少ない地域

(3) 河等の影響を受ける地域の三通りに分け

(4) かつその住民の意志を尊重しつゝ米軍と協力し

新規接收を認め

(3) についで適正地料如何によつて協力を促すこと  
定む具体的には、ついで米軍側を以て接收土地の  
明示を求め、それら

(1) 軍事情勢上地絶対必要

(2) 既接收地の変更出来ぬ

(3) 海岸の干拓を埋め、充足出来ぬ

(4) なるべく宅地畑を避け、不毛の原野に限る等を

外務省

勸業し、住民の意志を十分反映せしめ、決定す  
三、一括払いに対する解決案として

(1) 五ヶ年毎に貸貸料の再評価

(2) 支払方式は毎年払として、希望者による五ヶ年

前払を以てする

(3) 支払毎の因着を避ける為、土地管理委員会

に沖縄側代表三名を加える

外務省

四 適正補償対策として一九五五年六月一五日之法

院決議才三号補償要綱を基礎として法令と

補償額の算定規準となる附則の早期立法化を

けいよ。

五 損害補償に對しては

(1) 講社発効日の前後を問わず米國に對し補償を

請おし得るよう確信の下に日米兩國の接衝を米國

外務省

に捉す 持て復元補償等の早期解決を期す

(2) 現在軍用地内に残存する住民の財産たる地上物

件(墓井戸石垣など)に對する補償

(3) 現在軍用地内へ米國の地代支払開始前より生

育したる之木竹に對する補償。

以上の大体事務局案なるものゝ骨子であるが二月四日、

五月の二兩日に亘り土地連心新聞人五名 経営者七名

外務省

教育文化関係人四名計十六名を招致し、この  
案の公聴会を開催す。

この案に対し、大勢は支持の傾き、一括払いの  
案については新聞、教育関係者と経済人との間  
に大きな意見の相違も見せらる。

外務省

もと一括払いは土地問題の焦点と見え、賛否両論が激  
しく争われて来たが賛成論者は主として経済界の人々が  
あり、富永琉銀総裁は一括払いによる受け取る金額を十六  
六ヶ年分約五十九億B円として、事業投資に二十六億B円、  
家屋建築、土地購入に二十億B円、残額十億B円を運用す  
るよう計画を立て、農業一旦倒りの琉球経済を生産企業へ  
転換させる必要ありと力説するが、他方その五十億余B円の

外務省

資金を抱えよとすると琉銀資金がブツツいて、現在では  
ニフレ惹起の惧水ありと云ふ、また生産業施設等の資金は  
復金資金の十分を活用が達成出来る殊更に軍用地地  
主が不安とする一括払無期限使用による資金を運用する  
必要はないと反駁している。人々があり、土地連自らもその立場  
に立っている。

この間に在る当回主席自らは一括払い賛成の立場を

外務省

取りつても一括払い賛成の大前提があくまでも琉球政府に運  
用の機能が与えられておける小はさきも、もし米軍側が個々の地主  
に一括払いをし資金が消費のみに向けられようとするならば反対  
があると思われるが、経済人の一部では個々地主に支払つて  
も構わない。その資金の回収は金融機関の預金吸収が  
十分出来ると思つてゐる。

右予務局案について更に二月十八日土地總連合と各政党

外務省

代表との懇談会が用ゐる小 若党と意見が交換されたが、  
 社大、人民両党は同案を四糸別からかけ離したものとし  
 て撤回を要求し、現実的な交渉案をまとめようとする  
 民主党の意向とは相対立するに至ったが二月二日三日に琉球  
 民政府副長官モリア中將が一月四日レムニッアー<sup>ニ市川</sup> 及將が  
 発表した政策に従って沖縄土地問題の解決に法的な基  
 礎を築くため布令第一六四号をもちき<sup>米</sup>米<sup>米</sup>米土地収用計

外務省

画一を公布し、愈々土地問題は重大転機に來たとの感か深

外務省